

はるとりの里ホームヘルプステーション運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人釧路創生会が開設するはるとりの里ホームヘルプステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス(訪問介護相当)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス(訪問介護相当)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス員(訪問介護相当)等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・支援事業所との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 はるとりの里ホームヘルプステーション
(特別養護老人ホーム・在宅複合型施設 はるとりの里内)
- (2) 所 在 地 釧路市春採7丁目9番7号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
(指定訪問介護と釧路市・釧路町訪問型サービスを訪問介護相当)を兼務)
- (1) 管 理 者 1 名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2 名
介護福祉士及び1級課程修了者並びに実務経験が3年以上の2級課程修了者の資格を有する者から2名以上をサービス提供責任者とする。
サービス提供責任者は、指定訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス(訪問介護相当)の提供及び事業所に対する居宅介護の利用申込みに係る調整、訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス員(訪問介護相当)等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス員(訪問介護相当)等
9 名
介護福祉士 4 名(常勤兼務 2 名)
(非常勤専従 2 名)
2級課程修了者 4 名(非常勤専従 4 名)
訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス員(訪問介護相当)は、指定居宅介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営 業 日 月曜日～土曜日(12月30日～1月3日までは除く)
- (2) 営 業 時 間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。(連絡先 0154-46-4711)

(訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス(訪問介護相当)の内容及び利用料等)

- 第6条 訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス(訪問介護相当)の内容は次のとおりとし、訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス(訪問介護相当)を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス(訪問介護相当)が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合分を自己負担とする。ただし、保険料の滞納等により保険給付額が減額されている場合は減額後の額とする。
- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
 - 2 通常の事業の実施地域以外の訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス(訪問介護相当)に要する交通費は、ホームヘルプステーションから訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス(訪問介護相当)を提供する場所までの距離が、片道5km以内の場所は無料とし、これを超える時は、自動車使用の場合、往復距離数に次の金額を乗じた額とする。
1km当り 30円
 - 3 訪問介護(釧路市・釧路町訪問型サービス(訪問介護相当)以外)当日、利用者側からサービス中止の申し出があった場合は、取消料として次の金額を徴収する。
 - ・訪問介護が居宅に出向いて中止の申し出があった場合
取消料：自己負担相当分 + 交通費(200円)
 - ・訪問介護が居宅に出向く前に中止の申し出があった場合
取消料：自己負担相当分
 - 4 2、3頁の費用の支払を受ける場合には、利用者の又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
 - 5 利用者の利用者負担額及び実費負担額の支払い方法は、事業所の指定する方法とする。

(緊急時における対応方法)

- 第7条 訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス員(訪問介護相当)等は、訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス(訪問介護相当)を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施地域は、釧路市内(阿寒町・音別町を除く)全域、及び釧路町で次に掲げる町名の地域とする。
釧路町の地域 桂・新開・光和・北見団地・国営・桂木・木場・睦・曙・若葉・富原・北斗・雁来・豊美

第9条 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に各号に定める措置を講じるものとする。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業員に周知徹底を図るものとする。
 - ② 虐待防止のための指針を整備するものとする。
 - ③ 虐待防止のための従業員に対する研修を年2回以上行うものとする。
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- (2) 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

第10条)業務継続計画の策定等

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務事業計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとする。
- (3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス(訪問介護相当)事業所は、訪問介護及び釧路市・釧路町訪問型サービス員(訪問介護相当)等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修
- 2 継続研修
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 居宅介護支援事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ利用者及びその家族から同意を得るものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は別途協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成15年4月1日から施行する。
この規程は、平成17年4月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年2月1日から施行する。
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年10月1日から施行する。
この規程は、平成27年3月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年10月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年2月1日から施行する。
この規程は、平成30年8月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
令和2年5月1日一部改正。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
令和6年2月16日一部改正。
令和6年4月1日一部改正。